

通貨ユーロ信認の仕組み(2) — ECB の欧州危機対応

ECB は、「欧州危機」に際し、様々な非伝統的な対策を行いました。以下その内容を説明します。

■ 非伝統的な金融政策

ECB が、「欧州危機」に対し、行った手法は、①無制限資金供給、②長期資金供給オペの期間延長、③担保資産の要件緩和、④カバード・ボンド購入プログラム、⑤通貨スワップ協定、⑥国債買取プログラムといったものです。

これらの非伝統的な金融政策を集中的に実施することで、欧州債務危機に対処し、収束を図りました。

非伝統的な金融政策	具体的な施策
無制限資金供給	貸付金額に制限を設けず、銀行が必要とする金額を貸し付けるオペ。この時の金利は、通常、入札制のところ、固定金利での貸付。
長期資金供給オペの期間延長	長期の資金供給オペである期間 3 か月の LTRO に対し、2011 年 10 月 6 日に、銀行に長期の固定金利の資金調達を可能とするために、3 年の LTRO を実施。
担保資産要件の緩和	通常のアペレーションに使用する担保は、国債等の信用力の高いものに限定されていたが、担保要件を大幅に緩和し、ユーロ圏内で発行された外貨建社債や ABS (Asset Backed Security) も担保適格とした。
カバード・ボンド購入プログラム	カバード・ボンド(銀行の担保付社債)を直接購入するプログラムも開始。(カバード・ボンドの担保は優良な住宅ローンや公共機関向けの貸付金であるため、信用力への悪化の懸念がない。)
通貨スワップ協定	外貨での流動性拡大を目的とし、米国連邦準備制度理事会(FRB)、英国、日本、スイスなどの中央銀行と通貨スワップ協定を締結し、為替スワップを実施。
■ 国債買取プログラム (Outright Monetary Transactions : OMT)	2012 年 8 月 2 日に(OMT)の実施を発表。OMT は、国債利回りが、急上昇している国が国債買取の申請し、ECB が流通市場でその国債を購入するもの。国債買取申請国は、欧州の財政支援基金(欧州金融安定化機構(EFSF)、現在はその後継機関である欧州安定メカニズム(ESM))に財政支援を申請し、財政再建プログラムを受け入れ、財政再建プログラムを作成し、厳しい財政再建義務が課せられるもの。

豆知識 高品質な ABS

- 2015 年 4 月に開催された G20 財務省・中央銀行総裁会議と IMF 総会において、“The Impaired EU Securitisation Market”と題する報告書が、欧州中央銀行(ECB)と英国中央銀行(BOE)共同により、提出されました。この中で、健全に組成された ABS は資源配分の効率性を高め、より好ましい社会におけるリスク分担を果たせるという便益を述べるとともに、高品質な ABS は、銀行の貸出行動における金融政策の伝播を補強する役割を果たすとしています。そのうえで、中央銀行のレポ適格を満たす証券化商品を規制上優遇すべきと主張しています。
- これを受け、バーゼル委員会と IOSCO が共同で、2014 年 12 月に「簡素、透明性、比較可能性の高い ABS」という市中協議書を出し、2015 年 3 月末までに、優良な ABS の条件を決定する予定になっています。
- このことから、ECB は、中小企業向けの貸出等の ABS を金融機関に積極的に組成させ、QE の対象として幅広く扱おうという強い姿勢が窺えます。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 175 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 24 年 7 月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。